

大空地区河川防災ステーション

指定管理者募集要項

令和7年5月

大 空 町

大空地区河川防災ステーション指定管理者募集要項

1 対象施設の概要

(1) 名称

大空地区河川防災ステーション

(2) 所在地

網走郡大空町女満別湖畔2丁目4番6号

(3) 施設概要

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート 地上2階、塔屋1階

敷地面積 14,447.4m²

延床面積 1,884.67m² (1階 1,163.38m²・2階 657.50m²・塔屋 63.79m²)

施設内容 1階 多目的スペース、会議室1.2.3(町)、事務室、授乳室、倉庫1-2(共用)、水防備蓄庫(国)、調理室、多目的トイレ、男子トイレ、女子トイレ、シャワー室・洗濯室、倉庫(国)、災害対策車両格納庫(国)、油ポンプ室

2階 多目的スペース、休憩室(共用)、会議室(共用)、情報機器室(国)、待機室(国)、多目的トイレ、男子トイレ、女子トイレ、会議室(国)、電気室、自家発電室

その他詳細は、別紙「施設概要書及び施設平面図」を参照のこと。

2 指定期間

(1) 令和 7年 9月 1日 から

令和10年 3月31日 まで

ア 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに町長に報告しなければなりません。

イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合、町長は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、町長は大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年大空町条例第65号)第10条第1項の規定に基づき指定管理者の指定を取り消すことができます。

ウ イにより指定管理者の指定を取り消され、町に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合は、賠償の責めを負うこととなります。また、指定を取り消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、町はその賠償の責めを負わないものとします。

エ 町又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、町と指定管理者は、指定管理業務継続の可否について協議することとします。

- (2) この期間の前に、指定管理者の費用負担により、業務に関する研修を課することがあります。

3 業務等の範囲

大空地区河川防災ステーション管理運営に関する条例（以下「条例」という。）第16条に規定する業務詳細は、別紙「大空地区河川防災ステーション指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 管理の基準

(1) 休館日

条例第3条第1項第2号に規定するとおりです。なお、指定管理者が、町民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、町長の承認を得て、休館日に開館することができます。

(2) 開館時間

条例第3条第1項第1号に規定するとおりです。なお、指定管理者が、町民サービスの向上、利用者の利便性の向上に有効と判断するときは、町長の承認を得て、開館時間を延長することができます。

(3) 利用許可

条例第5条に規定するとおり。なお、詳細は、仕様書に定めるとおり。

(4) 利用の制限

条例第6条に規定するとおり。なお、詳細は、仕様書に定めるとおり。

(5) 関係法令等の遵守

指定管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、条例及び同施行規則、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年大空町条例第65号）及び同施行規則、大空町行政手続条例（平成18年大空町条例第12号）及び同施行規則、消防法（昭和23年法律第186号）、その他建築物の管理に関して必要な法令、その他関係法令等を遵守すること。

5 指定管理料

- (1) 町は、予算の範囲以内で施設の管理運営に必要な経費を、指定管理料として指定管理者に支払うこととし、その具体的な額や支払方法等は、町と指定管理者が協議の上、基本協定書を締結し、これに基づいて締結する年度別協定書に明記します。

なお、管理運営にかかる指定管理料は、必要がある場合において町と協議のうえ、年度末において指定管理料の一部を清算することができることとします。

また、令和8年度以降の指定管理料については、令和7年度を参考に毎年度提出される事業計画書等を基に、予算編成を通じて年度ごとに決定するものとします。

- (2) 指定管理料は、下記基準額を上限に、施設の維持管理・運営に要する経費から利用料金その他の収入を減じた額を基準額の範囲内で提案するものとし、基準額を超える提案は失格となります。

令和7年度	基準額（上限額）	10,503千円	}
令和8年度	基準額（上限額）	16,938千円	
令和9年度	基準額（上限額）	16,938千円	
計		44,379千円	

（消費税及び地方消費税額その他一切の経費を含む。）

(3) 指定管理者は、指定管理業務に関する経理と団体本来の業務に関する経理を区分するとともに、指定管理業務にかかる経費及び収入は専用の口座をもって管理してください。

また、他の公の施設の指定管理者の指定も受ける場合は、それぞれ別の口座で管理する必要があります。

6 利用料金

(1) 大空地区河川防災ステーションにおいては、地方自治法第244条の2第8項に定める「利用料金制度」を採用することから、指定管理者は、利用者（指定管理者を含む。）が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。

(2) 利用料金は、町が条例第7条に定める額を上限として、指定管理者が町の承認を得て自らの責任において定めることができます。

7 自主事業

指定管理者は、自主事業を実施することができます。

8 参加資格要件

応募することができる団体は、指定期間中、安全かつ円滑に大空地区河川防災ステーションを管理運営できる法人その他の団体（以下「団体等」という。）です。なお、団体等は、単独であっても共同企業体であっても可としますが、同一団体等が複数の提案を行うこと、及び複数の共同企業体の構成員となることは禁止します。

また、次の各号に該当する団体（団体の代表者及び共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は応募をすることができません。

- (1) 法律行為を行う能力を有しないもの
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により大空町における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けたことがあるもの
- (5) 国税及び地方税を滞納しているもの
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている団体であること又は団体の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員その他指定管理者としてふさわしくないもの

9 選定スケジュール

選定のスケジュールは、以下のとおり。

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| (1) 募集要項等の配布期間 | 令和 7年 5月 8日～ 5月19日 |
| (2) 公募説明会（施設見学）の開催 | 5月19日 午前9時 |
| (3) 募集要項に対する質問の受付期間 | 5月 9日～ 5月19日 |
| (4) 質問に対する回答日 | 5月20日 |
| (5) 応募書類の受付期間 | 5月14日～ 5月23日 |
| (6) 選定委員会による選定（書類審査・聞き取り） | 5月29日～ 5月30日 |
| (7) 審査結果の通知及び公表 | 6月 2日～ 6月 3日 |
| (8) 指定管理業務の詳細協議 | 6月上旬 |
| (9) 指定管理者の指定 | 6月（議会定例会） |
| (10) 協定の締結 | 令和 7年 9月 1日 |

※ 指定管理者の指定は、議会の議決を要しますので、議会承認が得られて正式決定となります。

10 募集要項等の配布

(1) 配布方法

大空町役場総務課総務グループ窓口にて配布（郵送による配布はしません。）

- | | |
|--------|----------------------------------|
| ① 配布期間 | 令和7年5月8日（木）～令和7年5月19日（月） |
| | 午前9時00分～午後5時00分 |
| ② 配布場所 | 大空町役場総務課総務グループ |
| | 〒099-2392 網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号 |
| | 電話 0152-74-2111 FAX 0152-74-2191 |
| | E-mail soumu-g@town.ozora.lg.jp |

(2) 配布資料

- ① 募集要項
- ② 施設概要調書及び施設平面図
- ③ 大空地区河川防災ステーション指定管理者業務仕様書
- ④ 大空地区河川防災ステーションの管理に関する基本協定書（案）
- ⑤ 選定基準書
- ⑥ 指定申請書（様式第1号）
- ⑦ 事業計画書（様式第2号）
- ⑧ 管理運営費提案書（様式第3号）
- ⑨ 収支予算書（様式第4号）
- ⑩ 団体概要書（様式第5号）
- ⑪ 公募説明会（施設見学）参加申込書（様式第6号）
- ⑫ 質問書（様式第7号）
- ⑬ 指定申請辞退届出書（様式第8号）
- ⑭ 大空地区河川防災ステーション管理運営に関する条例及び同施行規則
- ⑮ 大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則

11 公募説明会（施設見学）

応募方法、応募書類、指定管理業務、現場の状況等について説明会を開催します。

（出席は必須としますので、必ず参加してください。）

(1) 日 時 令和7年5月19日（月）午前9時～

(2) 場 所 大空地区河川防災センター内

(3) その他 ① 参加人数は、1団体2名までとします。

② 公募説明会（施設見学）参加申込書（様式第6号）により、FAX又は電子メール若しくは直接お申し込みください。連絡のない場合は、説明会の参加を断る場合があります。

【申込期間】令和7年5月8日（木）～令和7年5月16日（金）

【宛 先】大空町役場総務課総務グループ

【FAX番号】0152-74-2191

【E-mail】 soumu-g@town.ozora.lg.jp

12 質問の受付

(1) 提出期間 令和7年5月9日（金）～ 5月19日（月）

(2) 受付時間 午前9時00分～午後5時00分

(3) 受付場所 大空町役場総務課総務グループ

(4) 提出書式 質問書（様式第7号）

(5) 提出方法 窓口へ持参又はFAX若しくは電子メールにより行うこと。電話及び口頭による質疑は受け付けません。

(6) そ の 他 回答は、質問の内容及びその回答を文書により送付します。

13 提出書類等

(1) 受付期間 令和7年5月14日（水）～ 5月23日（金）

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(2) 受付時間 午前9時00分～午後5時00分

(3) 受付場所 大空町役場総務課総務グループ

(4) 提出方法 窓口へ持参すること。（郵送は認めない。）

(5) 提出書類 下記のとおり

① 指定申請書（様式第1号）

② 事業計画書（様式第2号）

③ 管理運営費提案書（様式第3号）

④ 収支予算書（様式第4号）

⑤ 団体概要書（様式第5号）

⑥ 登記簿謄本、定款、寄付行為、団体規則その他これらに類する書類

⑦ 納税証明書（未納のないことの証明（国税（税目は法人税と消費税）・道民税・町民税））

⑧ 貸借対照表及び損益計算書（販売費及び一般管理費の明細のあるもの）又は収支予算書及び収支決算書

⑨ その他必要な書類

※ 提出書類は、A4サイズとしてください。

- (6) 提出部数 提案書は、原本を1部、コピーを1部の合計2部提出すること。
- (7) 注意事項 登記簿謄本、納税証明書等は、令和7年5月8日以降に発行されたものに限る。また、貸借対照表、収支決算書等は提出日現在の最新事業年度分とすること。なお、提出書類に一部でも不備がある場合は、受理しない。

14 選定方法

(1) 選定基準

指定管理者の候補者の選定基準は、次のとおりです。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- ⑤ その他町長が定める事項

(2) 選定方法

指定管理者の候補者の選定は、指定管理者選定委員会が行います。

選定の具体的な方法は、上記「選定基準」に基づき、応募団体から提出された事業計画書等により審査（書類）を行います。なお、必要に応じて聞き取り調査を行うこととします。

15 選定結果の公表

選定結果は、公表します。

16 その他注意事項

(1) 重複応募等の禁止

複数の応募をすることはできません。

(2) 指定申請に関する費用負担

指定申請に関する費用は、全て応募者の負担とします。

(3) 指定申請書の著作権及び公表

指定申請書の著作権は指定申請者に帰属する。ただし、大空町は、選定結果の公表等に必要な場合には、指定申請書の内容を使用できるものとします。

(4) 指定申請書の取り扱い

大空町が受理した指定申請書は、理由の如何に関わらず返却しません。

(5) 指定申請書の変更

一旦大空町が受理した指定申請書については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容変更は認めません。

(6) 指定申請の辞退

指定申請者が指定申請を辞退するときは、必ず、窓口辞退書を提出してください。

(7) 指定管理者の辞退

令和7年6月議会定例会により指定管理者として指定された以降に辞退することは、理由の如何にかかわらず認めません。万一、辞退した場合、大空町が被った損害について賠償しなけ

ればなりません。

(8) リスクの分担

施設の管理運営に伴うリスク分担については、別紙「大空地区河川防災ステーションリスク分担表」に定めるとおりとします。

(9) 管理運営の準備

指定管理者は、協定期間の開始前に管理運営に必要な準備を、自らの費用負担により行うこととします。

17 問い合わせ先及び応募先

大空町役場総務課総務グループ

〒099-2392 網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号

電話 0152-74-2111 FAX0152-74-2191

e-mail soumu-g@town.ozora.lg.jp